

第870回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年12月19日(火曜日)午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者(14名)

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里
7番 澤田 誠規	8番 西山 成彦	9番 小島 久司
10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透	

4番 堀内 愛貴	6番 山本 大	7番 浦田 久永
----------	---------	----------

4. 欠席者(4名)

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
5番 赤星 文香		

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
-----------	-------	-----	----------

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について

○議長　　こんにちは。今日は寒い日になりました。今年もあと少しとなりました。また今年最後の委員会になります。今日は案件等も少ないですけど段取って審議してしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長　　これより、第870回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。4番 山本 欣史 委員、
6番 井垣 水里 委員をお願いします。
(なお、1番 松本 功 委員、2番 保田 稔 委員、
3番 川島 照久 委員、5番 赤星 文香 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○事務局長　　議題に入ります前に私から先日郵送させていただきました、本日の議案の差し替えの内容を説明させていただきます。本日の会議の資料は12月12日付で送付いたしましたが、それから報告させていただきます議案第1号「農地法第3条許可申請」について、受付番号20番の所有権移転に伴う申請土地の表示について議案書送付後に譲渡人から事務局へ申請内容について訂正依頼がありました。つきましては訂正後の議案書を改めて郵送させていただいておりますので、ご確認ください。内容の方はこの後事務局より説明いたします。訂正内容については議案書1ページ、申請土地山田字岡添4982番1、同所同字4983番、地目はいずれも田でありますけど、そちらの2筆を削除し、新たに山田字弘田5022番、他3筆。合わせて4筆加わります。
申請筆数は合計6筆となり、面積の方も変更になっております。こちらにつきましては申請者より事務委任を受けた行政書士、四万十市の曾根氏より訂正の上、去る13日に提出されておりますので、差し替えさせていただきました。ご了承ください。

○議長　　なお受付番号20番について農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限のため、山本推進委員の退席を求めます。

○山本委員　　事務局には大変ご迷惑をおかけしました。よろしくご審議のほどお願いします。

(山本農地利用最適化推進委員 退室)

○議長　　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号20番。差し替えとなりました資料になります。
場所は2ページに位置図をつけております。
山奈町山田。土居ノ内地区。土居ノ内川沿い、譲受人の自宅付近にある農地、2筆と4筆の合計6筆になります。
譲受人は周辺地で農業を行っており、父親名義ではなく本人名義で農地を広げたいと考え、今回の申請となりました。
売買で取得後も継続して水稻を耕作するとの計画が出されています。
本申請は双方から委任を受けた四万十市の曾根行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されております。
その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

本日は1件となります、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号20番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いいたします。

○西山委員 【議案書をもとに20番朗読】
慎重なご審議をお願いします。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」1件は、許可することに決しました。

○議 長 山本委員の入室を許可します。

(山本農地利用最適化推進委員 入室)

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。受付番号44番についてご説明いたします。再設定になります。場所は、和田地区。松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。ハウスではイチゴを作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号44番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに44番朗読】

12月8日に●●さん(借受人)と●●さん(貸付人)の双方に電話をかけまして確認をとりました。間違いのないことですので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地証明願の事務処理取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長 今日審議いただきありがとうございました。審査の方はもう全て終わっております。以降ですね、非農地証明願が出てくるのですが今月はないこと申請はありませんでした。

今日はここで非農地証明の事務取扱いについて3つの資料を議案書と一緒に配布しております。今日は今一度内容を確認のうえ、事務局と委員のみなさん全体で情報共有したいと思います。現在、運用しております内容の確認となります。今後の現場活動に生かしていただきたく思いますので、よろしくをお願いします。

議案書に同封しておりました、非農地証明書発行基準並びに事務取扱要領、非農地判断マニュアルをご覧ください。

はじめに、発行基準について。1、2、3番の基準がありますが、主に3番目のやむを得ない理由などにより農地外の土地となっても15年以上経過している土地。こちらの項目が依然として多く適応されている分となっております。

続きましてページ変わって、証明書発行事務取扱要領について。こちらについても1番から3番、順番に事務処理を行っております。非農地証明の申請を行う者は別に定める様式により必要書類を添付して農業委員会に提出することになっております。証明書は土地の交合(所謂切図)の接続した土地を1区画とし、それを1件としております。隣接している土地が複数あり、接続しておりましたら1件の取扱いになります。それが飛び飛びになると1件、2件、3件と変わっていきます。農業委員会に申請のあった場合は定める基準が適合と認めた場合は定例会において審査する旨、前段でその地区の担当委員さんと現地確認等行い、その結果を報告、審議

するものとしております。定例会で適当と認められた場合は最終的に会長名をもって証明書を発行するものとし、適当ではないと認められるものについては、申請者にその旨の説明を行うという流れになります。手数料は、宿毛市手数料条例で定められており、1件3000円となっております。添付資料につきましては1番から5番となっております。あわせて、証明願の様式を添付しております。

最後に、非農地判断マニュアルについて。こちらの内容は昨年8月に全国農業委員会ネットワーク機構、全国農業会議所が作成し配布したものです。今日は一部抜粋してお配りしております。3ページ目以降ですが、非農地判断の対象となる農地の判断基準（例）をご覧ください。（2の内容を読み上げる）戻りますが、3ページの2。非農地判断の対象となる農地の判断基準の例として、非農地判断の対象となる農地であるか否かの判断基準については、先述の通りであります。大きく分けて遊休農地と再生利用の困難な農地のいずれかに該当した上で詳細に基準を設けている例を示しております。地域の実情に応じて運用の通知の範囲で基準を設けることで円滑に判断できる体制を整備することが望ましいと示されております。あくまで対象地の現況を客観的に判断するものであることにより留意するとあります。再生利用困難な農地、これを主に非農地判断の対象というイメージをもっております。4ページ以降に具体的な写真の事例があります。

事務局としましては、これら基準や判断マニュアルを参考に今後も事務処理を進めていきたいと思っておりますので、この内容を踏まえてまた来年以降、申請が出てきましたら委員の皆さまにはご面倒をおかけしますが、現地調査等行って処理を進めていきたいと思っておりますし、今日のところはこの内容を確認していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、説明は以上になります。

- 議長 長 事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。
- 浦田委員 市の条例で手数料とられる。これは農業委員会が申請者から費用をもらうのは非農地だけ。
- 事務局長 非農地証明願、そちらの様式に対する証明発行手数料が1件3000円。非農地のみになります。
- 浦田委員 非農地のみね。3条とかはないでしょ。わかりました。
- 稲田委員 客観的と言う部分で。写真の部分は明らかに、誰が見ても農地への復旧はできないとわかる。ただ今まで私が農業委員会で非農地と判断しました

ものは、判断して通りましたけれど、こういう所ばかりではなかった。この前の委員会で判断が難しいという部分で提案させていただきましたけど、まあ、二人の、必ず二人で行って、二人の意見で「いかんね」と判断してきましたので、個人ではなくて。今までこれでええがやったと思うがやけど、わかったようでわかってないような理解の仕方だった。最終的に今思うことは、二人の委員で、二人の意見が「これは間違いないね」という風になったら、これでよしという考えでよろしいですかね。

○事務局長 そうですね。委員さんの声。審査をお願いする以上は責任をもって対応したいと思っておりますし、判断に困ることがあったら事務局が結果を踏まえて全体で協議して対応したいと思っております。

○稲田委員 わかりました。

○濱田委員 前回も話したけど、15年経ってなくて、もう少し時間を空けて出すようにした事例があった。15年経ってなくても復旧困難になっちゃうところはある。

○稲田委員 15年を意識しよったら、また判断に困るので、15年というのは横にして、さっき言いよったやり方で、客観的に判断するというこで。街の中のアスファルトなどで整備されている所、はがしたりしたら畑にもなるろうけど、この部分についても非農地扱いの中で対応したらいいですかね。

○事務局長 そういうことで。

○寺田委員 今までの中で、現状復帰・回復。そういう事例は宿毛市にはあるがですか。

○岩本委員 ないと思う。

○寺田委員 ないでしょう。当事者の意思によってどうにでもなる。色んな方向からでも。

○事務局長 正直な話。

○寺田委員 客観的なというよりも、意思に沿った方がいいんじゃないろうかと思ったりする。どういう方向でも抜け道はあると思うんですよ。

- 稲田委員 なんでも、重機使ったらね。
- 事務局長 やろうと思えばね。現況にそくした形で対応したいと思います。
- 議 長 他に何か質問等ございませんか。ないようでしたら、報告事項の方に入ります。

(「なし」との声あり)

(報告事項)

- 議 長 事務局より報告事項があります。

- 事務局 ①県に送付した結果の報告について

第868回宿毛市農業委員会会議（11月2日開催）で承認となった、農地法第5条申請（受付番号5号及び6号）について、県に意見を付して送付おりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市宿毛地区（風車運搬道路拡幅用地・令和5年12月11日付け）

また、受付番号12号についても県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市山奈町芳奈地区（物置と事務所・倉庫・令和5年12月11日付け）

②こうち農業委員会女性ネットワーク地区別交流会（幡多ブロック）について、女性委員と事務局が参加しましたので、代表して井垣委員より報告をお願いしたいと思います。

- 井垣委員 12月7日に女性ネットワーク地区別交流会に参加させていただきました。午前中は四万十市にある井上農園という大葉を作っている方のハウスの視察に行きました。パイナップルも作っているとのことで、パイナップルの苗を1ついただきました。大葉の写真なんですけど、施設全体、設備も整ってきれいで、若い女性や男性も雇用されており、アットホームで和気あいあいと楽しそうに労働されていました。大葉摘みも体験させていただきました。午後からは場所を移して土佐清水市の旧貝ノ川小学校の方で、集落活動センターの皆さん達と一緒に食事をする中で、地区懇談会の話等他市町村の話も聞き、干し芋体験もさせていただき、いろいろ勉強になりました。

③地域計画における目標地図の作成に向けた取り組み（平田地区座談会実施）について

先月は平田地区での1回目の座談会が終わったという報告をさせていただきました。今日、実は夜、2回目の座談会を東部改善センターで18時から開催するようしております。今晚の内容については、前回の振り返りということで、今日皆さんに配布しております資料がありますが、右上に資料1と書かれた両面になっております。地域計画における目標地図の作成に向けた取り組みで、ここに書かれている内容は11月14日の座談会で出された意見を箇条書きしたものです。大きいテーマが【現状及び課題】裏に【将来のあり方】について、参加された農家の皆さんからの意見を書き出したものです。後継者不足とか高齢化とか色んな項目ごとに課題をあぶり出してしております。それに基づいて将来どうあるべきか、どう課題を克服していくべきか、という事を提示して今日の2回目の座談会を迎えるようになっております。後ろに貼り出しておりますけど、最終的にはこのような形で各項目ごとに整理をして農家さんの意見を集約して取りまとめを行う。そして最大の目標なのは目標地図というもの。今日は貼り出していませんが、前回貼り出していた地図に最終的に農地、今後の耕作者の状況を1筆ごとに示した地図をこちらの方へ準備するようしております。農業委員会としては引き続き、担い手さんや今、耕作されている方の意向確認・調査、それに基づいて目標地図の素案を作って集落の農家さんとのマッチングとかいった分をうまくやっていって、今後に繋げて行きたいと思っております。

平田地区につきましては繰り返しになりますが、今日2回目を行って一定の分は集約出来るものと思っております。今後の日程ですが年が明けましたら引き続き東の方、山田地区進めていきたいと思っておりますので、準備が整い次第担当地区の委員さんにはまた事前にご相談して、平田地区同様の形で進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

③グリーンパイヤの試験栽培に伴う苗の注文・取りまとめについて

議案書の差し替え送付時に同封させていただいておりました。急なことで申し訳ありませんが、本日取りまとめをさせていただきたいと思えます。注文を希望される委員さんは定例会後に事務局までお願いいたします。

④次回会議の日程と新年会の開催について

次回会議の日程についてお知らせします。次回は令和6年1月25日（木）午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受

付締切日は令和6年1月5日（金）で、議案送付は令和6年1月18日（木）の予定です。

○議 長 来月の委員会ですけど、どうでしょう久しぶりに新年会を予定したらという意見がありました。もし新年会をするようでしたら市内の方で。時間を案件しだいでは3時半か4時くらいにずらして開催したらと思いますが、どうでしょう。

（「お願いします」との声あり）

○議 長 かまいませんか。事務局に場所と時間等お任せでかまいませんか。

（「お願いします」との声あり）

○事務局長 わかりました。調整させていただいて早めに、議案送付と一緒に案内できたらと思いますので、みなさん都合の付く方はよろしくをお願いします。

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第870回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年12月19日

会 長 岩本 誠司

農業委員 山本 欣史

農業委員 井口 木聖